

裁 決 書

審査請求人

芳賀郡市貝町 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求代理人

宇都宮市 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

真岡市荒町2丁目15番10号

芳賀福祉事務所長 大橋 俊子

上記請求人から平成23年10月24日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした法第63条に基づく処分は、これを取り消す。

理 由

1 事 実

処分庁は、審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）を通じて平成23年3月29日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から処分庁宛て提出された収入申告書の内容に基づき、平成23年9月28日付けで法第63条に基づく返還を命じる決定（以下「本件処分」という。）をし、平成23年10月4日付けで請求人に対して本件処分について通知した。

2 審査請求の趣旨及び理由

（1）審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、このことから本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 請求人は平成22年12月24日付けで不動産（田及び畑）の売却による一時収入を得たが、当該収入のほとんどを平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）の影響で倒壊の恐れがあった自宅及び納屋（以下「請求人宅等」という。）の解体・撤去費用に充てた。

イ 処分庁に対して、当該不動産売却収入につき収入申告する一方、当該収入は被災した請求人宅等の解体・撤去費用に充て、ほとんど残余が無いため、法第63条に基づく返還金の算定にあたっては返還免除について考慮してほしい旨を申し出た。

これに対して、処分庁が法第63条に基づく返還金の算定にあたり、震災による事情を考慮しなかった点は違法不当であり、その処分取消しを求める。



3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求めるというものである。

- (1) 請求人は平成18年9月13日から生活保護を適用しており、保護開始時には、同人が保有している不動産（田及び畑）が売却された場合、その売却益は法第63条に基づく返還対象となる旨説明している。
- (2) 請求人の所有する不動産（田及び畑）のほとんどは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（以下「事業」という。）として平成22年12月1日付けで市貝町長の公告の上、同日付けで請求人から財団法人栃木県農業振興公社（以下「公社」という。）に所有権が移転され、同年12月24日にその対価として1,210,000円を得るとともに、請求人の所有する残余地についても私人に売却の上平成23年3月8日にその対価として60,000円を得た。
- (3) 請求人からは不動産売却益について平成23年3月29日付け収入申告書により申告があった。
- (4) 請求人に対して、保護開始時から平成23年9月までに支給した保護費は医療扶助及び介護扶助を除いた上で1,517,011円となることから、不動産売却益の合計額1,270,000円の全額を法第63条に基づく返還対象額として平成23年10月4日付けで返還を命じた。
- (5) 請求代理人からは、不動産売却益は平成23年3月11日に発生した震災で被災した請求人宅等の解体・撤去費用に充て、ほとんど残余が無く、その支出目的もやむを得ないものであるため、返還免除について考慮してほしい旨申し出があったところであるが、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付厚生省発第123号。以下、「次官通知」という。）において規定される収入として認定しないものに該当しないため、本件処分はやむを得ないものであり、本審査請求の棄却を求める。

4 事実の認定

- (1) 請求人の保有していた不動産は次のとおり。

ア 市貝町 XXXXXXXXXX : 337.00㎡/現況田

イ	市貝町	██████████	: 413.00㎡/現況田
ウ	市貝町	██████████	: 158.00㎡/現況田
エ	市貝町	██████████	: 224.00㎡/現況田
オ	市貝町	██████████	: 208.00㎡/現況田
カ	市貝町	██████████	: 72.00㎡/現況田
キ	市貝町	██████████	: 727.00㎡/現況畑
ク	市貝町	██████████	: 565.00㎡/現況畑
ケ	市貝町	██████████	: 700.00㎡/現況畑
コ	市貝町	██████████	: 396.00㎡/現況畑

- (2) (1) に掲げる不動産について、処分庁では、保護開始時の不動産保有の認否において、小作地として活用している田については、小作料として毎年米の現物収入を得ていることから保有を容認し、未活用の畑について法第63条処分指導対象としていた。
- (3) 小作地として活用していた土地は、(1) アからコのうち、アからカまでであり、それ以外の土地は活用されていなかった。
- (4) 請求人の保有する不動産のうち、(1) アからケについては、事業として平成22年12月1日付けで市貝町長が公告の上、同日付けで請求人から公社に所有権が移転された。(1) アからカについては、公社買入額635,000円、諸経費12,000円で実収入として623,000円を、(1) キからケについては、公社買入額598,000円、諸経費11,000円で実収入として587,000円をそれぞれ同年12月24日に得た。
- (5) 平成23年1月20日、請求代理人は処分庁からの電話照会に対し、請求人の農地は、事業に伴い、最近手放すこととしたため、本年はもう小作は行わない旨を報告した。
- (6) 請求人は(1) コを私人に売却し、平成23年3月8日に60,000円を得た。以上をもって請求人が保有する不動産の全てが売却され、請求人が得た売却益は計1,270,000円となった。
- (7) 平成23年3月11日、震災のため、市貝町 ██████████ (借地) 上にあった請求人宅等が破損した。
- (8) 平成23年3月12日、請求人宅近隣の者(以下「隣人」という。)から請求代理人宛て電話にて、震災の影響で請求人宅等に倒壊の恐れがあること、請求人宅等の前の道路が学童通学路につき危険なため取り壊し等安全対策をとって欲しいことにつき要望があったことを受け、請求代理人は現地を確認の上、業者に請求人宅等の解体・撤去工事を依頼した。解体・撤去工事については、道路に面していて危険な納屋部分を先に行い、残りは業者の都合が付き次第順次行うこととした。
- (9) 請求代理人の依頼を受けた業者は、平成23年3月14日に道路に面していた納屋部分の解体・撤去工事に着工、翌日工事完了。同年3月16日、隣人から請求代理人宛て道路に面した納屋部分について危なくなくなった旨の電話があった。
- (10) 平成23年3月22日、処分庁から請求代理人宛て、不動産売却益があった場合は

収入申告をするよう文書を送付した。

- (11) 平成23年3月24日、請求代理人から処分庁宛て電話があり、平成22年12月24日に不動産売却益として1,210,000円を得た旨報告があった。処分庁より、収入は返還対象となる旨説明し、請求代理人は了承した。その際、請求代理人から返還については仕方が無いが、当該売却益は震災に伴う請求人宅等の解体・撤去費用に充てたいため、控除して欲しい旨打診があったが、現に請求人の住む住居でないため不可の旨を伝え、請求代理人の了解を得た。請求代理人から一括返還は困難につき、分納とされたい旨の申し出があり、後日、分納の相談をすること、近日中に収入申告書を送付することについて話した。
- (12) 平成23年3月28日、請求代理人から業者宛て、納屋部分の解体・撤去費用として、650,000円を支払った。
- (13) 平成23年3月30日、同年3月29日付けの収入申告書が請求代理人から処分庁宛て送付された。併せて、請求人の納屋が倒壊の恐れがあったため、請求代理人が業者を手配し解体・撤去したこと、自宅も危険なため、後日、業者の都合が付き次第解体する予定であること、そのため法第63条返還については分割返済として欲しいことについて文書が提出された。
- (14) 平成23年4月7日から同年4月29日までの間に、自宅の解体・撤去が完了した。
- (15) 平成23年5月19日、請求代理人から業者に対して、自宅部分の解体・撤去費用として600,000円を支払った。
- (16) 平成23年9月15日、処分庁から請求代理人宛て電話の上、再度、請求人の不動産売却益について確認した。請求代理人からは、当該売却益のほとんどを震災に伴う請求人宅等の解体・撤去費用に充てたが、やむ無く支出したものであるため、配慮して欲しい旨要望があった。処分庁からは、消費済みであるのであれば、分納も可能である旨を伝えた。
- (17) 処分庁は本処分にあたって、請求人の収入について次のとおり認定している。請求人は、平成23年3月8日までにその保有する不動産（1）アからコの全てを処分し、合計1,270,000円の収入を得たところであり、その内訳は、（3）及び（5）のとおり。
- (18) また、処分庁は請求人の保有していた不動産（1）アからコの全てについて保護開始時から保有を否認していたものとして、保護開始時点から上記不動産の全てについて資力が発生していたものと認定している。
- (19) その上で、平成18年9月13日の保護開始時から平成23年9月5日までに支給した保護費と当該不動産売却益との比較を行い、法第63条に基づく返還対象となる額の算定を行っている。保護開始時から請求人に対して支給した保護費は1,517,011円となり、このほかに医療扶助費及び介護扶助費を現物給付していることから、処分庁は、上記不動産売却収入1,270,000円の全額について法第63条に基づく返還対象となる額である旨認定している。
- (20) 平成23年9月28日、処分庁において、請求人に対する法第63条に基づく返還命令について決裁の上、同年10月4日付けで返還について請求人宛て文書で通知し



た。

- (21) 平成23年10月5日、処分庁から請求代理人宛て電話の上、法第63条返還決定について連絡した。請求代理人から震災による事情を考慮してもらえないのかとの問いがあり、返還額から控除とすることは困難である旨を説明した。また、一括返済が困難な場合の分納について再度説明した。

5 判断

(1) 資力の発生時点について

- ア 4(2)のとおり、処分庁は請求人の保護開始時の不動産保有の認否において、小作地として活用している田については、小作料として米の現物収入を得ていることから保有を容認し、未活用の畑について法第63条に基づく処分指導の対象としていた。
- イ 保有を容認されていた資産については、保有が否認された時点をもって資力の発生があったものとして取り扱うべきものであり、具体的には、文書による資産保有の否認、処分指導等を通知した時点以降の保護費が返還額決定の対象となる。
- ウ 本取扱いを本件に照らしてみた場合、小作地として活用されていた田の処分にあたっては、処分庁から文書による資産保有を否認する旨の通知がなされていないが、当該小作地について、平成22年12月1日付けで市貝町長が事業について公告の上、同日付けで請求人から公社に所有権が移転されたことから、契約日に相当する同日をもって資産保有が否認されたとみなすのが妥当である。
- エ 従って、請求人が得た収入については、保護開始時から保有を否認した不動産の売却によるものと、保護開始時は保有を容認していたが、事業の実施に伴い保有を否認した不動産の売却によるものとに分けて認定をすべきである。

(2) 収入として認定しないものの取扱いについて

- ア 法第4条では、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限の生活の維持のために活用することを要件として行われる、と規定しており、最低生活の維持に充て得る資力は、その全てを収入として認定することが原則とされている。
- イ 一方で、被保護世帯が得た金銭給付等の全てを収入として認定した場合、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合もある。
- ウ そこで、生活保護制度においては、特定の金銭については収入として認定しない取扱い（以下「収入認定除外」という。）をすることとしており、次官通知において、収入認定除外すべきものについて17項目の具体的な要件を定めているが、そのうちの一つである次官通知第8-3-(3)-オでは、「保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については収入認定しないものとしている。

(3) 保護開始時から保有を否認していた不動産について

- ア まず、保護開始時に保有を否認されていた不動産についてみると、対象となるの

は4(1)キからコとなり、当該不動産の売却益として請求人が得た額は647,000円となる。

イ 当該売却益が収入認定除外すべきものに該当するか否かについて考えると、当該不動産は、保有を否認されていた不動産であるから、その売却益は保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭にあたり、次官通知第8-3-(3)-オでいう「保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭」の該当要件を満たすものと言える。

ウ また、請求人が震災直後に隣人からの要請を受け、地域の学童等の安全を確保するために請求人宅等の速やかな解体・撤去を行ない、そのために支出した経費が、収入認定除外の要件となる「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と解釈できるかどうかについて考察すると、地域における安全を確保することをもって、直ちに当該世帯の「自立更生のために当て」たと言えるものではないが、請求人宅等は築40年以上を経て著しく老朽化しており、震災により破損し、その後の余震等により倒壊の恐れがあったことを考慮すれば、仮に請求人宅等の解体・撤去を行わず、そのまま放置すれば人的被害が発生し得ることは容易に推察されるところであり、請求人が、将来、当該地域において自立する可能性を著しく損なうものであると思料される。

エ 以上のような諸事情を総合的に勘案すれば、本件において、請求人が不動産の売却益を請求人宅等の解体・撤去費用に充てたことは、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられ」たものと解釈することができ、4(1)キからコの売却益647,000円については、解体・撤去費用1,250,000円に充てられていることが確認できることから、その全額について、収入認定除外として取扱うことが相当である。

(4) 小作地として保有を容認していた不動産について

ア 保護開始時に保有を容認されていた不動産についてみると、対象となるのは4(1)アからカとなり、当該不動産の売却益として請求人が得た額は623,000円となる。当該不動産については、(1)ウで示したとおり、平成22年12月1日付けで市貝町長が事業について公告の上、同日付けで請求人から公社に所有権が移転されたことから、契約日に相当する同日をもって資産保有が否認されたと考えるのが妥当である。従って、(3)イ同様、当該不動産の売却益についても、次官通知第8-3-(3)-オでいう「保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭」の該当要件を満たすものと判断できる。

イ 請求人宅等の解体・撤去費用については、(3)ウにおいて「自立更生のために当てられ」たものとして認定しているところであるが、請求人宅等の解体・撤去費用1,250,000円のうち、647,000円分については、先に(3)エにおいて「自立更生のために当て」た経費として収入認定除外により勘案していることから、その差額603,000円について4(1)アからカの売却益623,000と比較検討することとなる。売却益の方が差額より20,000円過大であることから、差額603,000円を上限として「自立更生のために当てられ」たものと認定するこ

とが相当となる。

ウ なお、過大となっている20,000円については、収入認定除外とする事由は認められないことから、平成22年12月から本件処分が行われた平成23年9月までの間に処分庁が請求人に対して支給した保護費（医療扶助費及び介護扶助費を含む）と比較の上、法第63条に基づく返還を求めることとなる。

以上より、請求人の不動産売却益の取扱にあたって、保護開始時から保有を否認していた不動産の売却益と保有を容認していた不動産の売却益とについてその資力の発生時点を分ける必要があったこと、不動産の売却益について「自立更生のために当てられる」ものとして収入認定除外すべき額について考慮していないこと、を勘案すると、本件処分を違法又は不当とする請求人及び請求代理人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年4月9日

栃木県知事 福田 富

